

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊生環第664号

令和7年9月16日

古物営業法施行規則の一部を改正する規則の施行について（通達）

古物営業法施行規則の一部を改正する規則規則（令和7年国家公安委員会規則第14号）が令和7年8月20日に公布され、同年10月1日から施行されることとなつたが、その改正の主要点等は、別添「古物営業法施行規則の一部を改正する規則の施行について（通達）」（令和7年8月20日付け警察庁丙生企発第62号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「古物営業法施行規則の一部を改正する規則の施行について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。